

○国立研究開発法人水産研究・教育機構特別試験研究費の
額の認定に関する規程

平成29年 4月 1日付け28水機本第90331002号
改正 平成29年 9月 1日付け29水機本第90821001号
改正 平成30年 6月 1日付け30水機本第18051601号
改正 令和 3年 3月29日付け 2水機本第20032302号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が、国立研究開発法人水産研究・教育機構共同研究実施規程（13水研本第17号）に基づき実施する共同研究又は国立研究開発法人水産研究・教育機構受託研究等実施規程（13水研本第12号）に基づき実施する受託研究等に関し、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）の規定による特別試験研究費の額の認定を行う場合に、必要な手続を定めることを目的とする。

(認定申請書の提出)

第2条 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に規定する「特別研究機関等と共同して行う試験研究（以下「共同研究」という。）」又は「特別研究機関等に委託する試験研究（以下「委託研究」という。）」として、特別試験研究費の額の認定を機構に申請しようとする共同研究又は受託研究等の相手方（以下「申請法人等」という。）は、共同研究機関又は委託研究の別、及び法人又は個人の別に応じて定められた様式（経済産業省のウェブサイト「特別試験研究税額控除制度の認定申請書様式について」より入手）を用い、認定申請書2通を理事長に提出するものとする。

2 前項の認定申請書の提出にあたっては、次の各号に定める書類を1部添付するものとする。

(1) 当該申請に係る共同研究又は委託研究のために支出した金額並びにこれらの試験研究に係る申請法人等の当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額（個人の場合は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額）に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び積算内訳を記載した書類

(2) 当該申請に係る共同研究又は委託研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

3 第1項の認定は、租税特別措置法（昭和32年法律26号）に定める特別試験研究費の控除を受けようとする申請法人等の事業年度又は連携事業年度（個人の場合は年）終了の日の翌日から1月を経過する日までに提出された申請について行うものとする。ただし、理事長が認定申請書の提出の遅延につき正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

（認定書の交付）

第3条 理事長は、前条第1項の認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る試験研究費の額が当該共同研究又は委託研究に係る契約又は協定に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、提出された認定申請書のうち1通にその旨を記載し、理事長名により、認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

（内容変更に係る届出及び変更認定書）

第4条 前条の認定書の交付を受けた申請法人等から、認定書に記載された事項又は第2条第2項第1号又は第2号に掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、理事長は、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該申請法人等に交付するものとする。

（認定の取り消し）

第5条 理事長は、第3条の認定を受けた申請法人等が第2条の規定による申請若しくは前条の規定による届出に際して、虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い、又は前条の規定による届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年9月1日付け29水機本第90821001号]

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 [平成30年6月1日付け30水機本第18051601号]

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日付け2水機本第20032302号]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。